

# 焼却炉の適正使用をお願いします！

## 野焼きは禁止されています

適正な焼却設備を用いずに廃棄物を焼却すること(いわゆる「野焼き」)は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。



< 焼却禁止の例外 >

風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却  
農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却 など

「焼却禁止の例外」についての詳細は、環境局環境指導課(TEL 220-2521)に確認をお願いします。

[届出書様式はこちらをクリック](#)

[http://www4.city.kanazawa.lg.jp/49004/download/jigyou/shirei\\_1.html](http://www4.city.kanazawa.lg.jp/49004/download/jigyou/shirei_1.html)

## 焼却炉使用時の注意事項

- ・焼却炉は、一度に大量のものを燃やさず、蓋は閉めて使用すること。
- ・監視人を置くこと。
- ・消火準備を必ずしておくこと。
- ・風の強い日、空気が乾燥した日など気象の変化に十分注意し、危険と思われるときは速やかに中止すること。
- ・焼却炉の周りに可燃物を置かないこと。
- ・焼却炉は、火災予防上適正な構造を有するものを使用すること。



(注) 焼却炉の構造については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で基準が定められています。詳しくお知りになりたい方は、環境局環境指導課(TEL 220-2521)までお問い合わせください。